

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和8年4月3日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 綿引委員 緒方委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

令和8年4月3日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告  
「小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書」の公表及び再発防止の取組状況について  
いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について
- 3 審議案件  
教委第1号議案 横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
条例施行規則の一部改正について  
教委第2号議案 横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正  
について  
教委第3号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について  
教委第4号議案 訴訟に関する臨時代理について
- 4 報告案件  
教委報第1号 訴訟に関する臨時代理報告について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから令和8年4月3日教育委員会定例会を開会いたします。  
初めに、会議録の承認を行います。3月6日の会議録の署名者は泉委員と綿引委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月19日の教育委員会臨時会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

○3/23 予算第二特別委員会（採決）

○3/24 本会議（第6日）予算議決、追加議案議決

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月23日に予算第二特別委員会が開催され、採決が行われました。

また、3月24日には本会議第6日目が開催され、予算議決、追加議案の議決が行われました。

#### 2 市教委関係

##### （1）主な会議等

○3/25 令和7年度 横浜市立高等学校課題探究発表会

○3/27 学習動画アイデアコンテスト表彰式

○3/31 学校管理職等感謝状授与式ほか

○4/1 新規採用教職員辞令交付式

○4/1 教育委員会事務局責任職等訓示式

##### （2）報告事項

○「小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書」の公表及び再発防止の取組状況について

○いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、3月25日に「令和7年度 横浜市立高等学校課題探究発表会」が横浜市開港記念会館で開催され、森委員、緒方委員が出席されました。

3月27日には、学習動画アイデアコンテストの表彰式がはまぎんホールで開催され、下田教育長、植木委員が出席されました。

3月31日には、学校管理職等感謝状授与式及び校長採用等辞令交付式が南公会

堂で行われ、学校管理職を務められた教職員への感謝状の贈呈と、校長等に採用・昇任された教職員へ辞令の交付が行われました。当日は、下田教育長、植木委員、森委員、緒方委員が出席し、下田教育長、緒方委員が挨拶されました。

また、4月1日には、新規採用教職員辞令交付式が横浜武道館で行われ、森委員と緒方委員が出席し、森委員が挨拶されました。今年度は教職員1,044名が採用となり、下田教育長より辞令の交付と訓示を行いました。

さらに、同4月1日に、教育委員会事務局責任職等訓示式を花咲研修室で行いました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目ですが、「『小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書』の公表及び再発防止の取組状況について」、2点目は「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。

御質問がなければ、「『小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書』の公表及び再発防止の取組状況について」、所管課から御報告いたします。

横山人権健康  
教育担当部長

人権健康教育担当部長の横山でございます。「『小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書』の公表及び再発防止の取組状況について」の御報告になります。令和元年度に市立学校で発生した事案に係る、専門家による第三者調査として実施した、横浜市学校保健審議会による調査の報告についてになります。令和8年3月25日に第三者委員から報告書を公表、その後、教育委員会から再発防止の取組状況について説明いたしました。お手元の資料は記者発表資料で、横浜市のホームページに記載されているものになります。詳しくは人権健康教育課長から報告いたします。

永井人権健康  
教育課長

人権健康教育課長の永井でございます。それでは、横浜市記者発表資料の「1 事案の経過」を御覧ください。本件ですが、令和元年度に、市立小学校の個別支援学級に在籍する児童に対して課題のある対応が発生し、教育委員会事務局による調査と第三者委員会による調査が行われたものです。調査終了後の報告書の公表につきましては、当該児童本人の心理面に与える影響について、保護者側にも教育委員会事務局にも強い懸念があったため、慎重に調整を重ねてまいりました。心理指導の専門家のアドバイスを頂くことに加えまして、調査に当たった第三者委員の皆さんも直接、保護者や当該児童本人と面談し、それぞれの合意を得、今回公表するという結論に至ったものです。公表がこの時期になった背景には、慎重な検討に時間を要したという事情がございました。

それでは、事案の概要について説明いたします。別紙1の「2 事案の概要」を御覧ください。当該学校は、児童が興奮状態になった場合に、ほかの児童と関わらずに過ごす別教室を準備し、使用しておりました。当該児童は、令和元年8月下旬頃から度々興奮状態になり、静止しようとした教諭らがあざ等のけがをすることが多くあり、同年11月から令和2年2月までの間、少なくとも8回、当該児童を別教室に連れて行き、後方ドアの押さえつけ、または施錠して、落ち着くまで過ごさせる対応をとりました。

「3 第三者委員会の見解及び所見」を御覧ください。第三者委員会は、当該児童及び保護者に対する事前の説明や同意もなく、また、別教室使用にあたって

のルールが事前に明文化されていない中での退室を妨げる対応は不適切であり、8回のうち6回は、当該児童の人権を無視した閉じ込め行為と評価しました。このような事態に至った原因としましては、障害特性への理解不足、合理的配慮の不十分さ、学校内外連携の弱さなどが指摘されました。

そこで、第4項にありますように、再発防止に向けた四つの提言を頂いております。

続いて別紙2を御覧ください。事案発生以降、速やかに教育委員会事務局では特別な支援や配慮が必要な児童生徒の支援の強化を進めるなど、再発防止に取り組んでまいりました。また、提言を頂いた令和6年度以降も順次取組を強化してまいりました。主な再発防止の取組につきましては、新たに取組んだものや取組を強化したものを中心に御説明いたします。

「(1) 提言1」ですが、④につきましては、クールダウンが必要となった児童生徒も安心して過ごせるよう「すべての児童生徒が安心して学校生活を送るためのガイドライン」を令和7年4月に策定しました。また、学校で活用できるよう、校長を含む全教職員向けに研修等を行いました。

「(2) 提言2」ですが、①については、全ての教職員が特別支援教育を理解できるよう、教員のキャリアステージごとに個別的教育支援計画・個別の指導計画作成と活用、合理的配慮などについての研修等を実施しております。

「(3) 提言3」ですが、②につきましては、令和7年7月から新たに発達障害等の専門的支援に見識があり、他都市で活動実績のある民間事業所等による個別支援学級のコンサルテーションを開始しました。また、⑥ですが、必要に応じて医療・学識経験者等の外部専門家の支援を受けられる「専門家支援チーム派遣事業」の促進に取り組んでおります。

「(4) 提言4」ですが、①につきましては、教職員が児童生徒の障害特性に応じた指導に困っている場合に、横浜市教育委員会事務局が教職員を支援する教職員相談システムを令和7年6月から開始しております。

「(5) その他」ですが、②については、令和7年4月に「自分らしく幸せに生きるためのハンドブック」を新たに作成し、それを活用しながら、教職員も一緒に考え、子どもを一人の人間として尊重する人権教育を推進してまいります。

なお、先日の記者会見では、当該児童や保護者に対して謝罪はしたのかという御質問があり、当該児童につらい思いをさせたことにつきましては、学校からも教育委員会事務局からも謝罪しているということをお伝えしております。詳細報告書の提言を教育委員会事務局は真摯に受け止め、再発防止の取組を確実に進めるとともに、今後はより一層、障害特性や合理的配慮についての理解を深め、全ての子どもたちが安全・安心に学べる環境整備に取り組んでまいります。御報告は以上でございます。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等ございますか。

緒方委員

御説明どうもありがとうございました。今回のこの事案はクールダウンが必要になったお子さんへの対応ということで、今回の事案を受けてまた再発防止を考えていらっしゃるということですが、私は今説明のあった提言1、提言2も関わると思いますが、例えばガイドライン、そして研修とありますが、その辺りの内容をより具体的なものにしていかないと、ガイドラインとしてただ概念的なことで押さえるだけではなく、このような状況のときにはこのようにしていくことが必要であるということ、その具体的な手立てをこの中に載せることによって、ガイドラインが教職員の正しい指導につながると思っていますので、その内容面に関し

てどのようになっているかということをお聞かせいただけますか。

金井特別支援  
教育課首席指  
導主事

特別支援教育課首席指導主事の金井です。このガイドラインについては1章と2章の2部構成になっており、1章では児童生徒を深く理解するための内容になっています。そうしたことを踏まえて後段の2章では、緊急、やむを得ない場合に学校はどのような対応を取るべきかといったフローを用意しております。また、この内容はホームページにも公開して広く周知しているところでもあります。また、研修を行うことで、校長や教職員にも周知を図っている内容でございます。その中で事例等も上がっておりますので、それを各学校に好事例として伝えてまいっているところです。

小林北部学校  
教育事務所学  
校教育支援担  
当課長

北部学校教育事務所学校教育支援担当課長の小林でございます。緒方委員がおっしゃるように、ガイドラインができて、ガイドラインに実効性をもたせて子ども一人ひとりに対応していくことが大事だと思っております。昨年度5月に、このガイドラインができた直後ですが、全ての校長に集合の指名研修でまずは周知、活用の説明をいたしました。その後、オンデマンドを使いまして、教員一人ひとりがいつでもどこでも見られるような体制を整え、昨年度周知をして、実際に活用するようというのを促してまいりました。また、学校教育事務所は学校支援担当という指導主事がおりまして、年間数回学校に訪問するのですが、その際にその後の活用状況ということで、昨年の後半には505校全ての、校長一人ひとりに対面で活用状況について確認したり、また、好事例については集約し、全ての学校の全校長に発信したりしております。今年度、年度が明けてまた新しい体制の中で訪問していきますので、実際にその状況を見ながら、今後も活用について促進していきたいと考えております。以上です。

緒方委員

御説明どうもありがとうございました。本件の内容を読ませていただくと、例えば保護者との対応で、事後に保護者が知るなど、そういうところがやはり問題だと思いますので、そういうところがしっかりと書かれたガイドラインであり研修であると思います。保護者と事前にどのような打合せで何をお互いに確認するのかという、そこまで具体的なことを示していったほうが、学校現場にとっても、何より児童生徒にとっても一番安心できるのではないかと思いますので、その辺りもこれから研修等でしっかりとお伝えいただければと思います。

横山人権健康  
教育担当部長

人権健康教育担当部長の横山でございます。ありがとうございます。このガイドラインを作っておしまいということではありませんので、引き続き教育委員会事務局で学校現場の声を聴きつつ、更に必要なことを学校現場に返していけるように進めてまいりたいと思っております。

植木委員

ガイドラインの関係で今御質問があったので、続けてお伺いさせていただければと思います。ガイドラインの運用が始まって約1年ということですが、その間、実際に使っている学校側からどのような形で意見が出てきているのか。また、使いにくいところや、こうしたほうが良いのではないかなというようにお声が若干あると伺っておりますが、具体的にどのようなところに課題があって、どのようなところはほかの学校でも同じような形で進めたら良いと考えられているのか、その辺りがあればお答えいただけますか。

金井特別支援

特別支援教育課首席指導主事の金井です。研修後に各学校にアンケートを取り

教育課首席指導主事	<p>まして校長から上がっているところでは、どのように指導体制を確保していくのかという工夫について御質問や御要望を頂いております。また、教職員に対してもこの研修をしっかりと実施してほしいということで、先ほどありましたオンデマンドで、いつでもどこでも教職員がこのガイドラインについて理解できるような研修を講じております。内容については、そういった声も踏まえまして、今後更にブラッシュアップしていこうと思っております。好事例につきましては、学校担当の指導主事が全ての学校を回ったときに、どのようなガイドラインの生かし方をしているかというところの事例を集めまして、その中で特に場所の工夫、例えば子どもたちの落ち着く場所はどこなのかというところを、子どもの声を聴きながらクールダウンの場所や設置方法を工夫したといった事例が上がってまいりました。そういったことをほかの学校にも発出しているところです。</p>
小林北部学校教育事務所学校教育支援担当課長	<p>北部学校教育事務所学校教育支援担当課長の小林でございます。先ほど申し上げましたが、今年度5月からまた指導主事が全ての学校に伺いますので、そのときの活用状況、また、子どもたちの様子、学校からの改善の意見等も受け止めながら、また、そこでの更により良い好事例等も全部吸い上げて、アップデートしていきたいと考えております。以上です。</p>
植木委員	<p>説明ありがとうございます。各学校だけでは解決できないこと、そして、ガイドラインの中身だけでも分からないこと、また、新たに先生になられた方も大勢いらっしゃると思いますので、そういったところでしっかりと各先生方の理解が進むように進めていただきたいということと、時代によってやはり変わってくるところがあると思いますので、その辺りは、学校だけでなく教育委員会事務局も含めてしっかりとサポートしていただければと思っております。ありがとうございます。</p>
下田教育長	<p>ほかにごございますか。</p>
森委員	<p>御報告ありがとうございます。御報告の最後にお話がありましたが、教育委員会事務局がこの提言に対して確実に取り組みますと書いてあることをしっかり進めていただきたいと思います。この提言はどれも大事ですが、その中でも、全ての教職員の特別支援教育に関する深い理解と、実際に実践に移していただけるようにしていくことが大切だと思いますし、提言3、提言4にもありますが、横浜市教育委員会の学校に対する支援強化や相談体制の充実ということもぜひ進めていただきたいと思います。</p> <p>質問としましては、提言3、提言4にもありますが、専門家支援チームの派遣事業の促進や教職員相談システムの構築、これは新たに令和7年6月から実施中とありますが、現在の取組状況を教えていただけますか。</p>
金井特別支援教育課首席指導主事	<p>特別支援教育課首席指導主事の金井です。まず、専門家支援チーム派遣につきましては、以前よりございましたが、今後ますますニーズが増えていくものと思っています。この内容としまして、相談内容は、指導体制の工夫や支援方法の改善に関する御要望があり、発達障害を専門とする大学教授の方の指導を受けているところです。もう1点、教職員相談システムにつきましては、特別支援教育課の指導主事が教員から直接相談を受けるというシステムでございまして、これまでに10件あります。主な相談内容としましては、指導体制の工夫、やはり配慮が必要となる行動をどのように改善していったら良いか、支援方法の工夫あ</p>

るいは指導方針について教育委員会事務局が助言するといったことがありました。今後も非常にニーズがある内容だと思っていますので、継続して更に充実できればと思っています。

森委員

お答えありがとうございます。支援方法とありますが、子ども自身が困っていることもあると思うので、こういったことを進めながら、困らない状況を作っていくということもぜひ引き続きお願いしたいと思います。そして、全ての教職員が特別支援教育を理解するための研修とありますが、これまでも取り組んでいたと思いますが、令和6年4月から更にどのように充実しているか、先ほど少しお話もありましたが、改めて教えていただけますか。

金井特別支援  
教育課首席指  
導主事

特別支援教育課首席指導主事の金井です。先ほどもお伝えしましたが、いつでもどこでも教職員が研修にアクセスできるということで、オンデマンドでクールダウンガイドラインの研修を行っているとともに、これも踏まえて特別支援教育課では、「個別支援学級 学級経営の手引」、「個別の教育支援計画 個別の指導計画 作成と活用の手引き」、こういった手引類を更新いたしまして、4月の初めにオンラインで研修を行っています。そこには全校から教職員・校長が参加しております。そのように研修の充実を図っているところです。

森委員

ありがとうございます。オンデマンドにすることによって、いつでも必要だと思ったときにアクセスできるようにしたということですが、それもととても大切なことだと思います。同時に今、必要だと思うことが前提になっていると思いますので、全ての教職員の皆さんがいろいろなケース会議ではないですが、各現場でこのようなときはどうしようかということガイドラインを基に、日々のお話合いの中で考え続けていただけるような取組を引き続き充実させていただきたいと思っています。まだまだ不十分だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

今回の事案について、今日は再発防止の取組状況の御報告がございましたが、これが実施中にとどまらず、例えば数年後に振り返ったときに、確かに変化があったということが実感できるように継続してお願いしたいと思っております。

これに関して二つ、私から質問させていただきます。まず1点目は、こちらの書類にありますように、障害特性に対する理解あるいは合理的な配慮が不十分だったことが根本的な要因であったであろうということが書かれています。そのために研修を、これまでもしてきましたが、更に強化されていくということですが、この研修の内容は、実際に困難な場面を想定した実践的なものになっているのかということと、受講後の変化をどのように把握されておられますかということが質問の1点目になります。

続けてもう1点質問です。様々な再発防止の取組や計画が実行されているとのことですが、どうしても学校や教育委員会事務局といった、ある意味狭い内輪の価値観や、内輪の理論で構成されたものになってしまう危惧があります。それに対して、社会一般の常識や倫理観を踏まえた再発防止策とする必要があると思うのですが、その点はどのように担保されておりますか。この2点の質問になります。

金井特別支援

特別支援教育課首席指導主事の金井です。研修の内容が具体的な場面を想定し

教育課首席指導主事	<p>たものになっているかというところは、クールダウンガイドラインに事例が載っており、それを研修しておりますので、具体的な場面を想定していると言えると思います。また、この研修は対面で行った研修ですので、実際にはどのような場面があり、どのように対応してきたかということグループワークを通して研修し、そこに講評を頂くという形を取りました。</p> <p>また、今後の変化につきましては、もちろん単年度で研修のアンケートを実施していますが、今年度も研修を実施します。そうした中で、学校の変化、学校の指導體制の変化、指導文化の変化、こういったところを検証できるようにアンケート等を活用し、また、現場の声を聴いて確認してまいりたいと思います。</p>
柴山インクルーシブ教育担当部長	<p>インクルーシブ教育担当部長の柴山です。御質問いただきました2点目につきまして、外部の一般的ななところにつきましてお答えをさせていただきます。まず、そちらの視点につきましては泉委員の御指摘のとおり、非常に大切な視点だと思っております、これまでの取組でいえば、専門家支援チームの派遣事業といったところで様々な知見を現場に入れていくというようなこともございますし、今回こちらの事例を踏まえまして、御説明の中でも多少触れさせていただきましたが、民間事業所等によるコンサルテーションの実施ということで、多少説明がかぶりますが、発達障害等の専門的な知識があり、また、他都市でも同様の活動実績がある民間事業所をお願いいたしまして、お困り事の解決に向けた取組をお手伝いいただいているところでございます。令和7年度は8校に対して実施させていただきましたが、今年度につきましては回数を増やしまして、16校に向けてコンサルテーションをさせていただく準備をさせていただいているところでございます。お答えは以上でございます。</p>
泉委員	<p>お答えいただきましてありがとうございます。繰り返しになりますが、用意した、実施したで終わらずに、確かな変化としてこれが実感できるし、結果として学校現場に返されますように、継続的な検証と改善をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
下田教育長	<p>ほかにごございますか。</p>
綿引委員	<p>ありがとうございます。民間事業所等によるコンサルテーションというのは、例えば具体的に言うとなどのような中身になりますか。</p>
金井特別支援教育課首席指導主事	<p>特別支援教育課首席指導主事の金井です。民間コンサルテーションで、御質問と言いますか、どのような形で進めているかということの説明いたします。月1度程度、定期的に訪問することによって、児童生徒の変化あるいは支援の効果、こういったところが見られるようにということで組んでいる枠組みでありますので、対象となる児童生徒は1人ということもありますし、2人ということもあります。ただ、配慮が必要となる行動について、その子が困っているという認識を持っている学校と教育委員会事務局とで対象の児童生徒を把握して進めている内容になります。例えば人との距離感や、なかなか移動が困難であるなど、そういった配慮が必要となる行動に対してコンサルテーションを受けて、改善してきてスムーズに移動ができるようになった、人との距離感といったことも学んでこられるようになってきたということで、具体的に、児童生徒をどのように見立てていくのか、どのような支援方法があるのか、こういったことについて、学校の教職員が困らないように、どのように手立てを講じていけば良いかということ</p>

のアドバイスを頂いています。

綿引委員

ありがとうございます。根本原因として、障害特性に対する理解と合理的な配慮というのはなかなか難しいバランスの問題だと思いますが、そういったことも含めて個別のケースでコンサルテーションを受けていくことができるという理解で良いですか。分かりました。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。  
それでは、ほかに御質問がなければ、次に「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」、所管課から御報告いたします。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。先月、3月30日に「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」、公表いたしましたので、その内容について、所管の不登校支援・いじめ対策課担当課長から御報告させていただきます。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

不登校支援・いじめ対策課担当課長の幸柳でございます。よろしくお願いたします。「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」。令和4年度から5年度にかけて発生した、いじめ重大事態の調査結果について、今週月曜日に記者発表を行い、報告書を公表しております。既に事案の概要等については共有させていただいているところですが、本日は再発防止を中心に、令和6年度以降強化しているいじめ対策・不登校支援の中で既に取り組んでいる内容や、今後の取組強化について御報告いたします。

それでは、お手元の横浜市記者発表資料を御覧ください。「3 事案の概要」ですが、本件は令和4年度当時、市立中学校1年生だった生徒が、複数の同級生から長期間にわたり嫌がる言葉を言われ続けるなどにより不登校となり、また、心療内科の受診等が必要となった疑いがあるとして調査を行ったものです。「(1) 認定されたいじめ」ですが、本調査により、資料記載のとおり五つの行為がいじめとして認定されました。「(2) 調査結果において指摘された主な問題点」については、学校、教育委員会事務局それぞれについて合計七つに分けて記載しております。詳細は裏面の現在進めている再発防止の取組に合わせて御説明いたします。

それでは、裏面を御覧ください。本事案を受けた再発防止策ですが、まず、「学校における取組」として、学校で実施したいじめに関するアンケートの回答内容を、事実確認や生徒への支援につなげることができていなかったことを特に重く受け止めております。アンケートについては、令和6年度、事実確認のためのフローを新規作成するとともに、全市立学校に指導主事が訪問し、アンケート回収後にフローに沿った適切な対応がなされているか、直接確認・指導を行っており、担任、学年主任、児童支援・生徒指導教諭、管理職など、複数の教員の視点で対応を行っております。また、アンケート以外でも1人1台端末の活用など多様なチャンネルでのSOSのキャッチを進めており、今後もSOSを出した児童生徒の思いへの寄り添い、安心できる環境で心情を聴く機会を必ず設けるよう、改めて徹底してまいります。そのほか、三つ目の不登校時におけるケアや学習保障の充実強化については、令和7年度、「不登校児童生徒の手引き」を改訂し、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別の教育支援計画の策定を、全ての不登校児童生徒について必須としております。この取組を通じて、不登校の初期の段階で児童生徒・保護者とのコミュニケーションを重ねるとともに、今年

度も様々な居場所やオンライン、バーチャルなども活用した多様な支援の強化を図ってまいります。

また、教育委員会事務局における取組ですが、令和7年度に拡充したスクールカウンセラーを今年度も同規模で配置するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家の活用も進めています。また、いじめ重大事態調査についても速やかな調査移行に引き続き取り組んでおり、お手元に別紙としてお配りしているとおおり、令和7年度は100件を超える調査を進めるとともに、調査と並行した児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を、新設した不登校支援・いじめ対策部が中心となり展開しております。

御説明は以上となりますが、本事案が起きた令和4年度以後、様々な場面で拡充・強化を進めており、これらの取組を更に徹底することで、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えてまいりたいと思っております。以上になります。

下田教育長

説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

緒方委員

御説明・御対応どうもありがとうございます。読ませていただいて、調査結果のほうは分かるのですが、再発防止の取組、未然防止ですね。この取組について少し伺いたいのですが、資料に書いてある内容、裏面の取組を見ますと、どちらかと言いますと早期発見・早期対応ということに軸を置いて、これも大切な対応だと思えますし、このように子どもたちがいろいろなところで自分を表出できるというのは大変大切なことだと思えますが、どちらかと言いますと起きてしまったからどのように早く発見するかなど、そちらが中心なのかなと思えます。私が思うのは、やはり未然防止や再発防止と言いますと、このようなアンケートを取ったり、いつでも表出できる用意をしておくというのがありますが、より積極的に、例えば居心地の良い集団づくり、受容的な集団を作ることによって、子ども同士がお互いに機能しながら未然に防止していくというのも学校現場にはたくさんあると思えます。そこにもぜひこれから力を入れていただいて、教育課程のいろいろな発表を見ていると、特別活動等で集団活動を充実させるなど、総合的な学習の時間に教室が一丸となって一つの研究課題を追究していくと、その中に人間関係が構築されて、これがいじめ防止につながるという、そういう視点からの未然防止・再発防止ということもこれからは考えていただけたらなと思えました。以上です。

住田不登校支援・いじめ対策部長

ありがとうございます。今回はこの報告書で指摘されている事案に対する再発防止策という、そういった視点でしたので、今、緒方委員におっしゃっていただいたような指摘事項に対して、再発防止策として行っていることがメインで書かれておりますが、今、御意見として御指摘いただいたとおおり、まずやはり未然防止の取組というのが一番重要な取組になっていくということは、教育委員会事務局も本当にそのとおおりだと思います。様々、例えば「横浜子ども会議」という名目で、各学校、小中学校ブロック、それから地域も巻き込んだ取組、区交流会、また、「いじめ防止市民フォーラム」などで子どもの意見を大人と一緒に考えていくという、そういった取組を、一つの未然防止の子ども意見として教育委員会事務局は広く伝えていって、各学校において同じように取り組んでいるところがたくさんありますので、自分たちの取組を更に進化させたり、未然防止につなげていくということを積極的に発信していきたいと考えていますし、それを後押ししていきたいと考えています。

下田教育長	ほかにございますか。
綿引委員	<p>ありがとうございます。今のお話を聞いていて、機動的な学習保障がなかなかできなかった。一方で、教育委員会事務局は「横浜 St☆dy Navi」を投入して、体制を整えてきたということだと思っておりますので、機動的な学習保障の体制というのは相当整っているのではないかと思います。今後、「横浜 St☆dy Navi」を個別の学校の校内ルールとしてオンラインの授業を行うようにする、若しくはどこの学校でも起きる可能性があるので、集散的にオンライン専用のカリキュラムを行うチームを教育委員会事務局の中で体制を整えて支援しようとしている、何かその辺りの計画があれば教えていただきたいです。</p>
幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長	<p>不登校支援・いじめ対策課担当課長の幸柳です。ありがとうございます。まずは子どもの状況によるかなと思っております。例えば子どもたちが教室の一般的な授業を受けたいという気持ちがあるのであれば、それに近いような環境をオンラインで工夫しながら準備していきたいと思っております。現在も行っているところでございますが、子どものニーズに応じて行ってきたいと思っております。また、例えば居場所など、そういったことをニーズとして望む子どもがいれば、今、綿引委員からお話いただきましたように、昨年度、上大岡にハートフルセンターを作っておりますので、そちらから例えば理科の興味・関心を引くような実験を配信させていただいたり、または工作など、様々な形で子どもの状況に応じて配信を現在進めているところでございます。</p>
住田不登校支援・いじめ対策部長	<p>不登校支援・いじめ対策部長の住田です。失礼しました。先ほど名前を申し上げませんでした。すみませんでした。今の例えば個に応じて望むことをオンラインで行っていくということはもちろん当然必要なことですが、これから先、情報が流れていくだけではなく、AIドリルをはじめ、授業を受けた児童生徒の学びの状況を確実にキャッチしていく仕組み作りが必要なことだと思っております。双方向でどれだけ機能的にオンラインとして活用できていくのかということにこれからはシフトして力を入れていくというように考えております。</p>
綿引委員	<p>ありがとうございます。それはすばらしいことだと思いますし、オンラインを使って個別最適の学習保障をしていくことに取り組むというのは非常に意味のあることだと思いますので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお祈いします。</p>
下田教育長	ほかにございますか。
泉委員	<p>私からは2点ほど質問させていただきます。1点目は、今回、教育委員会事務局が助言を行っていたが、それがなかなか学校現場で十分に実行されなかった点が課題として示されています。これに対して今後、助言にとどまらず、より踏み込んだ支援や関与が必要な場面をどのようにして判断し実行していくのか、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。</p> <p>もう1点は、再発防止に向けた取組が「全て取組中」と書かれていますが、これらが形式的な対応にとどまらず、現場で確実に機能しているかといったことを検証していくための、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。</p>
住田不登校支	ありがとうございます。まず、1点目の横浜市教育委員会事務局の関与のこと

援・いじめ対策部長	<p>ですが、現状も実際には学校教育事務所や、不登校支援・いじめ対策課のチームがそれぞれの学校教育事務所で機能しておりますし、これは高等学校、特別支援学校も同様でチームが存在しているのですが、まずはその中で可能なできることをしっかりと学校に助言していくというのがあります。それも単体で考えたことを伝えるのではなくて、チームとして、教育委員会事務局も組織としてしっかりとアセスメントした上で学校に助言していく、指導していくということになります。それを行っております。</p> <p>さらにもう一つ、今回、事務所統括・改革推進担当ができました。これは市庁舎の中に新しく機構としてできました。その中に校長OBのチームを編成しております、今までの様々な専門性を持った経験と、第三者の視点、これは弁護士や心理職等の視点を持ったチーム編成をもって、より深くその学校に支援できる、指導できるような体制作りを進めてまいりましたし、これから実際に起動するところがございます。そういったより深い教育委員会事務局の関与ができるように努めてまいりたいと思っております。</p>
小林北部学校教育事務所学校教育支援担当課長	<p>北部学校教育事務所学校教育支援担当課長の小林でございます。今の一つ目の助言から、それを実行に移す指導というところですが、令和6年度に、秋の学校訪問の中で毎月、臨時も含め随時行われている各学校のいじめ防止対策委員会に全校、指導主事が同席、一緒に参加して、その状況等から適宜助言・指導をするということを行いました。また、令和7年度も、学校によっては毎月、担当指導主事がいじめ防止対策委員会に参加して、感度を確認したり、状況がまだ十分でない場合には、指導・助言をしてきております。今後もそういったことを適宜充実させていきたいと考えております。以上です。</p>
下田教育長	<p>よろしいですか。ほかにもございますか。もう一つ答えてください。では、もう一回質問をしてください。</p>
泉委員	<p>二つ目の質問は、今、主な再発防止の取組は「全て取組中」とありますが、これが形式的な対応にとどまらないで、現場で確実に機能していくことをどのように検証していくのか、今後の見通しをお伺いしたいということです。</p>
小林北部学校教育事務所学校教育支援担当課長	<p>北部学校教育事務所学校教育支援担当課長の小林でございます。大変失礼いたしました。この二つ目の再発防止に対しての検証についても、学校に訪問したり、校長とは適宜連絡を取り合ったりしていきますので、その中でしっかりとそれが各学校で実行されているかどうかということを確認し、不足な場合には指導・助言を行っていききたいと考えております。以上です。</p>
泉委員	<p>ありがとうございます。様々な防止策を挙げられているのですが、実施したかではなくて、児童生徒が安心できる環境につながっているかという視点で継続的に点検していただければと思います。以上です。</p>
下田教育長	<p>ほかにもございますか。</p>
森委員	<p>御報告ありがとうございます。私からは二つ質問があります。資料の「3 事案の概要」「(2) 調査結果において指摘された主な問題点」と書いてあると思います。その「ア 学校」のところに、学校においていじめに関するアンケートを実施したが、その後の対応に課題があったというようなことが書いてありま</p>

す。これは何が課題で何をしたのかというのをもう少し改めて詳しく教えていただきたいということが1点と、もう一つは、学校に通えなくなったときの学校の対応に課題があったということですが、これも同じ質問ですが、何が根本的な課題で、それに対して何の対策をしようとしたのか、もう少し詳しく教えていただきたいです。お願いします。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

不登校支援・いじめ対策課担当課長の幸柳です。まず、アンケートの課題ですが、アンケートを取って、その結果を個人内で収めるのではなく、組織的に共有する中で、困っている児童生徒たちにどのような支援をしていくのかといったところを組織的に考えていくことが、本来あるべき姿かなと思います。今回の件に関しましては、それが組織的に共有されることなく、例えば学年など、一定の組織の中でとどまってしまって、学校全体の共通認識にたどり着けなかった。結果として、子どもへの支援に行き着けなかったといったところが非常に大きな課題であると捉えております。

森委員

それに対して、今の対応は何をしていますか。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

ありがとうございます。現在、アンケートを取った後、そのアンケート結果をどのように処理していくのかというフロー図を令和6年度に作成いたしまして、それを全校で取り組んでおります。それが着実に取り組んでいるかどうかの点検を、指導主事が各学校へ参りまして、実施状況を全校確認させていただいております。

森委員

ということは、アンケートを一人の認識の下、その人だけの目線で見のではなくて、複数の目でまず見ていくということですか。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

さようでございます。

森委員

そうすることによって、最初の段階で一人の先生が見落としとしても、複数の人が見ることによって気付けるようにするというのと、共有されやすくなるようにしていくと。共有するというのも、仕組みとして前から徹底しましょうと行ってきたと思うので、それが最初の段階でしっかりと認識されて、みんなで対応を考えるようにしやすくするという、対応を改めて取っているということで合っていますか。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

さようでございます。

森委員

複数の目線でというのはとても大切だと思いますし、非常に忙しい中でそれがおろそかにならないように、改めて徹底をお願いしたいと思います。  
あと二つ目のところもお願いします。不登校になったときの課題と、今何をしているかということです。

幸柳不登校支

不登校支援・いじめ対策課担当課長の幸柳でございます。今回の大きな課題の

援・いじめ対策課担当課長	<p>もう一つとしましては、不登校になってしまった児童生徒に対する支援といったところで、子どものニーズと言いますか、子どもがどういったことを希望しているのか、そこをしっかりと捉えて、着実に支援につなげていくといったことができなかった。そこが大きな課題点であると捉えております。それに対して、現在、例えば不登校になった児童生徒に関しては、全校、個別の教育支援計画をつくることになっております。その作成にあたっては、子どものニーズはもちろんですが、保護者のお考え、保護者のニーズも含めて、学校と児童生徒を含めた家庭とで、しっかりと合意形成を図って作成していくものになっております。ですので、しっかりと子どものニーズを把握し、それに対してどのような支援ができるのかというのを、家庭と学校とで共通認識の下、できるような仕組みを作っております。</p>
森委員	<p>ありがとうございます。学校に通えなくなったときに、今どのような気持ちで何を求めるかというのを、子どもが言葉にして明確に伝えることができるときもあれば、御本人もどうしたいか分からないという状況もあると、私も様々な児童生徒や保護者と話をしていると感じています。今お話しいただいたように、希望をしっかりと聞いたり理解しようとするのがとても大切だと思いますし、ニーズを理解するための知識を、学校の先生や管理職の皆さんが改めて持っていただくことが大切だと思っていますので、認知、状況理解というところがすごく大切だと思うことと、学校の教職員が、こんな選択肢があるということをしっかりと提示できているかというところもまだまだだと思いますので、その更なる充実と、選択肢があっても選びやすく後押しできるかなども大切なポイントだと思いますので、その3段階ですね、認知と選択肢と、選びやすく支援するというのも引き続き、更に充実をお願いしたいと思います。</p>
下田教育長	<p>ほかにごありますか。</p>
植木委員	<p>御説明ありがとうございます。何点か聞かせてください。今回の件ですと、実際にこういった、いじめといった事象が起きていることに気付くタイミングがいくつあったかだと思います。その気付くタイミングごとに、気付いたはずの方がどのように対応して良いのかがよく分からないまま時間が経過してしまったというものなのかなとも思っております。まず1点目に聞いたかったのは、こういった、気付いたが、どのように動いて良いか分からない。また、誰に相談をしたら良いのか分からないといった教職員の方も正直、いらっしゃると思います。そういった場合に、教職員からどのように対応したら良いのかというのは、どこが相談を受ける立場になるのか。教育委員会事務局の中でもいろいろと組織が変わってきております。そういった、どこに相談すれば良いのかという、直近の状況が教職員にどのように周知されているのかというのを、まず1点目にお聞かせいただければと思います。</p>
小林北部学校教育事務所学校教育支援担当課長	<p>北部学校教育事務所学校教育支援担当課長の小林でございます。御質問ありがとうございます。確かに今回の場合、最初にキャッチしたのが担任であること、また、それを組織的に共有できなかったところが課題でございます。今の御質問の中で、最初にキャッチした教員がどのようにすれば良いか、その相談窓口はどこか。まず一義的には、校内での組織と考えております。専任教諭や学年主任、管理職等で、校内にいじめ防止対策委員会がございますので、そこに迅速に上げて組織として対応を考えていく。また、先ほども申し上げましたが、学校教育事</p>

務所としては、そういった対策委員会がしっかり機能しているかどうかといったことを確認し、適宜指導・助言をしていく。そういった形で、子どもたちの声をしっかり組織として拾って届いていくように、これからも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

住田不登校支援・いじめ対策部長

御質問ありがとうございます。今までの状況は、教育委員会事務局というのは学校長からの相談を基本的には受け付けて、今の学校教育事務所の話もそうですが、組織で認識したものに、どのように対応したら良いかという相談に割と乗っていたというところがありました。一方で、今、御指摘いただいたように、教員個人がどうしたら良いか分からないという状況が生まれているという前提に立った上で、その仕組み作りですね。教員はどこにどのように相談を申し込めば良いのか、相談があったとき、困ったときに何か解決するすべを教育委員会事務局としても持てないだろうかということは、今後検討していかなければいけないことだと考えます。

石川教育次長

補足と言いますか、2点目の質問にお答え申し上げます。教育次長の石川でございます。組織のことなので私が申し上げます。今回、学校教育事務所を再編しまして、先ほどの御指摘だと、現場から見てどこに相談したら良いかが分かりにくくなっているのではないかという趣旨だと思います。今まで学校教育事務所が、あるいは高等学校、特別支援であればその所管課が受けていたわけですが、今もそれは変わりません。学校教育事務所は今回、課の体制をなくして、一つの組織にして学校支援を強化するという意味合いですので、そのことについての周知は通知も出しましたが、全ての校長が集まる会議が複数回ございますので、そこで繰り返し周知をしていきたいと思っておりますし、その意味の連絡が遅くなることや、連絡が漏れることがないようにしていきたいと考えております。以上です。

植木委員

御説明ありがとうございます。いろいろな方が関わると、誰かに伝えたから誰かが行ってくれているのではないかと思って、そのままみんなが誰かが行っていると思ってしまうということも正直、あり得ると思えます。そういったところの状況の確認などは、どなたがしっかりされていくのか、どなたがその状況確認をしているのかということ自体も、対応している皆さんが共有していかないことだと思っておりますので、そういったところも含めて検討していただきたいと思えます。

二つ目の質問と言いますか、嫌なことを言われた方がいるということは、嫌なことを言ってしまった児童生徒がいらっしゃるということだと思います。そういった方に対して、学校として今後どう指導していくのか。自分が誰かに嫌なことを言ってしまったことに気が付かないままになってしまいますと、その児童生徒が育っていったときに繰り返してしまうという残念なことも起こり得ると思っております。そのため、そういったことに関しての対応を今後どうされていくのか。まだはっきり方向性が決まっていないうケースもあると思っておりますが、検討をどのように進めていかれようとしているのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

不登校支援・いじめ対策課担当課長の幸柳です。御質問ありがとうございます。今回の件に関しましては、関係の生徒に指導をしている中で、悪いことを言うというような行為については、それ以降は続いておりません。収まっております。ただ一方で、いろいろなケースがございますので、悪口等々が継続していく

ようなケースも中にはあるかと思えます。その中で、やはり学校が指導したり、内省を促したりということは当然して行くのですが、それ以外に、例えばスクールカウンセラー、または外部機関である警察や、児童相談所など、様々な専門機関を活用しながら、更に内省を深めていくといったところは、今後も行っていかなければいけないところかなと思えます。また、前提として、いじめの定義というのは、非常に広い範囲のものかと思えます。そのため、いかに未然防止につなげていくか。子どもたちのいじめに対する理解や、相手がどう思うのかなど、そういった未然防止につながるような取組を、今後もしっかりと取り組んでいく必要があると捉えております。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。ありがとうございます。植木委員がおっしゃっている、要するにいじめということを認識しないままいじめているという、そういった加害行為がやはり実際に起きている。そんなつもりじゃなかったが、結果的には嫌な思いをさせてしまったということは、往々にして当然ながらたくさんあります。教育委員会事務局は今、どういったものもいじめだよということを、まずは未然防止の段階からしっかりと全ての児童生徒に伝えていかなければいけない。それは、いじめの定義も含めてですが考えています。今、「いじめをしない自分であるために」という動画などを作って、子どもたちにも分かりやすいように、子どもの声として、このようなことがいじめになってしまうという発見をしっかりと伝えていく。また、起こしてしまったときには、速やかにそのことをしっかりと、先ほど言ったように教職員だけではなくカウンセラーなども含めて、その児童生徒に反省を促していくというところに力を入れていきたいと思っています。

植木委員

いろいろと御検討いただいている本当にありがとうございます。ただ、この言葉を言うてはいけないではなくて、なぜ言うてはいけないのかというところがしっかりと腑に落ちないと、単に口に出さないだけで繰り返してしまう可能性があると思えますので、その辺りもしっかりと進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。  
それでは、ほかにも御質問がなければ、次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。  
まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第3号議案は、人事案件のため、教委第4号議案及び教委報第1号は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第3号議案及び教委第4号議案を並びに教委報第1号は、非公開といたします。  
次に、教委第1号議案について、所管課から御説明いたします。

古瀬総務課長

総務課長の古瀬です。教委第1号議案につきまして御説明させていただきます。改正する規則は、「横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」になります。  
裏面を御覧ください。「提案理由」ですが、「行政手続のオンライン化を推進

するため、条例等において署名、押印等をすることを定めている手続についてのみ電子署名の付与をするように、横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する」になります。

右上に四角囲みで「教育委員会資料」とあるものを御覧ください。「1 趣旨」になります。横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第5条では、書面等で行う処分通知等について、当該処分に係る手続の根拠となる条例等の改正をすることなく、規則で定めることにより、オンラインにより当該通知を行うことができると規定しています。現行の横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則第7条第2項では、オンラインで行う全ての処分通知等に電子署名を付与することとしています。市長部局では、令和8年4月から、法令等の押印を義務付けているものを除き、行政文書における公印を省略できるよう規定が整理されました。これを踏まえて、条例等において署名、押印等をすることを定めている手続についてのみ電子署名の付与することに規則の一部を改正いたします。

次に、「2 改正概要」になります。「(1) デジタル手続規則を根拠としてオンライン化する全ての処分通知等に対して電子署名の付与を求める規定を削除します。」また、「(2) (1)の規定削除に伴い、現行規定が維持されるよう文言を整理いたします。」これらの改正により、条例等において署名、押印等をすることを定めている手続についてのみ電子署名の付与することになります。

「3 施行予定日」は令和8年4月15日を予定しております。なお、今回の規則改正に伴う「4 新旧対照表」は3ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

植木委員

説明ありがとうございます。デジタル化の推進に伴ってということで、規則を変えていくことは分かるのですが、実施日に関して、なぜ市長部局とずれるのかという理由があれば教えていただければと思います。

古瀬総務課長

御質問ありがとうございます。市長部局において議論が重ねられて、3月の下旬に内容が固まったと聞いております。本日の教育委員会会議、公布ともに最短の日程で処理を行いますと4月15日での施行ということになります。市民の方に影響はございません。

下田教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。  
ほかにも御意見等がなければ、教委第1号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
次に、教委第2号議案について、所管課から御説明いたします。

古瀬総務課長

総務課長の古瀬です。教委第2号議案につきまして、御説明いたします。改正する規則は、「横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則」になります。  
裏面を御覧ください。「提案理由」ですが、「行政手続法及び横浜市行政手続

条例の改正に伴い、不利益処分に際して必要となる意見陳述手続について、名宛人が所在不明の場合であっても、公示送達をインターネット公表によって行うことができるよう、横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正したいので提案する」になります。

右上の四角囲みで「教育委員会資料」とあるものを御覧ください。「1 趣旨」になります。横浜市行政手続条例では、許可の取消し等の不利益処分を行う場合は、その名宛人に対し、意見陳述手続を行うことが求められています。意見陳述手続を実施することについて、通常は書面で通知しますが、名宛人が所在不明の場合は、公示送達の手続により当該通知が到達したものとみなし、手続の進行が可能となります。この公示送達について、行政手続法の改正により、インターネット公表によって行うことが可能となります。市長部局では、関係条例等を改正し、教育委員会においても同様に規則の一部を改正します。

次に「2 条例の改正概要」になります。現行では、公示送達の方法について、必要事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を掲示場に掲示することによって行うことができますが、改正後は、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことに加え、従前の掲示場への掲示又は電子計算機の画面等を閲覧できる措置を執る旨の内容に改正されます。

「3 規則の改正概要」ですが、条例で定められた不特定多数の者が閲覧できる状態に置く方法として、本市ウェブページ等への掲載による方法となるよう規定を追加します。また、行政指導の趣旨等の公表の方法について、公示送達の方法と同様に、本市ウェブページ等の掲載に加え、掲示場への掲示または電子計算機の画面等を閲覧できる措置を執る旨の内容に規定を整理いたします。

「4 施行予定日」は、行政手続法等の施行日と同じ日となる令和8年5月21日を予定しており、市長部局において関係条例等の内容を確定しましたら、字句の修正の範囲内で整理いたします。また、今回の規則改正に伴う新旧対照表は3ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

下田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等ございますか。  
よろしいですか。ほかに御意見等がなければ、教委第2号議案については、字句の訂正を除き、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、字句の訂正を除き、原案のとおり承認をさせていただきます。  
以上で公開案件の審議が終了しました。事務局から、報告をお願いします。

古瀬総務課長

次回の教育委員会定例会は、5月8日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、6月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、5月8日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。  
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第3号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第4号議案「訴訟に関する臨時代理について」

(原案のとおり承認)

教委報第1号「訴訟に関する臨時代理報告について」

(報告のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時40分]